

会 見 年 月 日	令和2年4月22日（水）
担 当 課	契約管財課・人事課
問い合わせ先	電話番号：0791-43-6865 FAX 番号：0791-43-6892 (担当者名：山田・明石)

不正行為再発防止策の提言を受けての対応について

1. 趣 旨

赤穂市職員不正行為再発防止に係る法令遵守・入札制度等検討委員会による「不正行為再発防止策の提言」を受け、下記のとおり再発防止策を実行し、不正行為の抑止力を強化するとともに、職員一人ひとりに対する倫理意識の高揚を図りました。

2. 内 容

(1) 入札・契約制度に関する対応

「入札参加資格制限及び指名停止基準」を下記のとおり改正し、贈賄及び談合・入札妨害による指名停止措置期間を厳罰化しました。また、工事等の契約書において定める談合等不正行為があった場合の違約金について、最終請負額の10分の1としていたものを令和2年4月1日以降の契約については、10分の2に拡大しました。

上記については、赤穂市ホームページ「令和2年度電子一般入札工事募集一覧」に掲載し、事業者への周知を図りました。

○指名停止措置期間の改正

不正行為の内容	改正前	改正後
市の職員に対する贈賄	12か月	24か月
県内の他の公共機関の職員に対する贈賄	9か月	18か月
県外の 〃	6か月	12か月
市発注の建設工事等の入札妨害・談合	18か月	24か月
県内の一般建設工事等の入札妨害・談合	12か月	18か月
県外の 〃	6か月	12か月

(2) 倫理意識の高揚に関する対応

職員がノートパソコンを起動した際、毎回、公務員倫理に係るメッセージ（別紙）をポップアップウインドウに表示することにより、職員への意識付けの徹底を、令和2年4月から開始しました。